

今日の箇所には「神の義」という言葉が繰り返し語られています。「神の義」とは、神さまが自分の義を義しくない人間に及ぼし、人間を義なる者とする、つまり罪を赦すということです。そのことが21～23節に語られています。第一に、それは「律法とは関係なく」(21節)です。神さまとの正しい関係に入るためには、律法を守っていくのではなく、「イエス・キリストを信じる信仰」によらなければならないというのです。これは新共同訳の訳に従った説明です。このように訳しますと、「神の義」が人間により左右できるものになってしまいます。

現在検討されています新しい日本語訳は、「それは、イエス・キリストの信実によって生じる神の義であって、信じる者すべてに及ぶものです。」とし、新共同訳の「イエス・キリストへの信仰」が「イエス・キリストの信実」となっています。田川建三氏や佐藤研氏も同様に訳しています。「イエス・キリストの信実」とは、「イエス・キリストが顕している神の信実によって私たちは神に義とされている」ということで、私たちがキリストを信じるから義とされるのではないのです。人間が自らの力で義人となることは不可能なものにも拘わらず、神さまの方からイエスを私たちの根源的な罪の贖いとして遣わし、人間を救ってくれました。これが「神の信実」です。これがパウロの根本思想です。まず、イエス・キリストの信実による神の義があり、その義認されていることに私たちが気づき、受け入れることによって、神さまと応答することが信仰なのです。「イエス・キリストの信実」でもって人間は根源的に救われるのです。

律法と預言者によって立証された神の義の根拠とも言うべき「キリスト・イエスによる贖い」が24節以降に語られています。その第一が「義とされる」(24節)です。「義とされる」のは神の恵みにより、無償で、一方的な神さまの側からの思い・愛によってされるのです。第二は、「贖い」(24節)です。「贖う」とは、奴隷を身代金を払って自由の者に解放することです。「贖いの業」の「業」は原文にはない補いです。新共同訳はイエスの主体的な行動として表していますが、神さまがイエスをこの世に派遣して人間を罪から贖うというようにと、神さまの行動に力点を置いて読むことの方がパウロの考えに近いものと思われます。神さまが神の子の生命を身代金としてさし出し、十字架で死なせたことによって人類を「罪」の支配下から救い出して下さったのだ、という思想です。第三が25節の宗教儀式の上からの説明です。

神さまは、独り子であるイエスをこの世に、一人の人間として遣わし、そのイエスが十字架にかけられ、血を流して死ぬことによって、私たちを罪の支配から解放するための贖いとしたのです。それが「キリスト・イエスにおける贖い」です。私たちは、イエスの十字架の死によって罪の贖い、赦しを与えられているのです。